

東日本学生拳法連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東日本学生拳法連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本連盟の事務局は、東京都大田区西蒲田7-60-12 フェニックスビル4Fに置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、全日本学生拳法連盟に加盟し、東日本地域の大学における日本拳法の普及と発展を図り、もって大学教育の一環としての学生スポーツの振興に寄与し、学生の健全なる心身の陶冶を目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ① 本連盟加盟各大学間の定期的な競技会の開催
- ② 本連盟が必要と認める競技会および講習会等の開催
- ③ 本連盟の目的達成のために資する事業

第3章 組織

(組織・構成)

第5条 本連盟は、東日本地域に存在する大学の拳法部をもって組織し、加盟各大学より届け出のある部長・監督・コーチ・選手等、ならびに第6条に定める役員をもって構成する。

第4章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事長 1名
- ④ 副理事長 若干名
- ⑤ 執行役員 若干名
- ⑥ 理事 30名以内
- ⑦ 監事 2名
- ⑧ 顧問 若干名

(役員任期)

第7条 本連盟の役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠による役員任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を全うするものとする。
4. 本連盟の役員が役員として相応しくない行為を行ったと認められる場合、または特別の事情が生じた場合には理事会の決議をもって解任することができる。

(会長)

第8条 会長は本連盟に貢献があり、理事会で推挙された者がその任につく。

2. 会長は本連盟を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は会長が指名し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代理する。

(理事長)

第10条 理事長は理事の互選とし、会長が委嘱する。

2. 理事長は会長・副会長を補佐し、会長・副会長に支障あるときはこれを代理する。
3. 理事長は理事会を主宰し、本連盟の会務を統轄・指導・監督する。

(副理事長)

第11条 副理事長は理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障あるときはこれを代理する。

(執行役員)

第12条 執行役員は理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 執行役員は執行役員会を構成し、日常の業務を分担、処理し、学連委員会および学連委員の業務の執行を監督指導する。

(理事)

第13条 理事は次の2項目に掲げるものとする。

- ① 本連盟に加盟する各大学の監督もしくはこれに準ずるもの1名
- ② 会長が指名し理事会で承認されたもの

(監事)

第14条 監事は会長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 監事は、本連盟の財産の状況を監査する。
3. 監事は、役員の公務執行状況を監査する。
4. 監事は、本連盟の財産の状況または役員公務執行状況について監査した結果、不正の点があることを発見したとき、これを理事会に報告する。
5. 監事が前号の報告をするために必要があると認めるとき、会長に対して理事会の招集を請求する。

(顧問)

第15条 顧問は会長が多年の間本連盟に功労のあったものの中から推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2. 顧問は本連盟の在り方について意見を述べることができる。

第5章 学連委員

(学連委員)

第16条 本連盟に次の学連委員をおく。

- ① 学連委員長 1名
- ② 学連副委員長 若干名
- ③ 学連財政長 1名
- ④ 学連書記長 1名
- ⑤ 学連総務委員長 1名
- ⑥ 学連渉外委員長 1名
- ⑦ 常任学連委員 若干名
- ⑧ 学連委員 若干名

(学連委員長)

第17条 学連委員長は常任学連委員の互選とし、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

2. 学連委員長は学連委員を代表し、常任学連委員会および学連委員会の業務の全責任を有するものとする。

(学連副委員長)

第18条 常任学連委員の中から学連副委員長を3名以内おくことができる。

2. 学連副委員長は、学連委員長が常任学連委員会の出席委員の過半数の同意を得て指名し学連委員会の出席委員の過半数の同意を得るものとする。

(学連財政長)

第19条 常任学連委員のうち、1名を学連財政長とする。

2. 学連財政長は、学連委員長が常任学連委員会の出席委員の過半数の同意を得て指名し学連委員会の出席委員の過半数の同意を得るものとする。

(学連書記長)

第20条 常任学連委員のうち、1名を学連書記長とする。

2. 学連書記長は、学連委員長が常任学連委員会の出席委員の過半数の同意を得て指名し学連委員会の出席委員の過半数の同意を得るものとする。

(学連総務委員長)

第21条 常任学連委員のうち、1名を学連総務委員長とする。

2. 学連総務委員長は、学連委員長が常任学連委員会の出席委員の過半数の同意を得て指名し学連委員会の出席委員の過半数の同意を得るものとする。

(学連渉外委員長)

第22条 常任学連委員のうち、1名を学連渉外委員長とする。

2. 学連渉外委員長は、学連委員長が常任学連委員会の出席委員の過半数の同意を得て指名し学連委員会の出席委員の過半数の同意を得るものとする。

(常任学連委員)

第 23 条 常任学連委員は、加盟大学の中から任命する。

2. 学連副委員長は、学連委員長が常任学連委員会の出席委員の過半数の同意を得て指名し、学連委員会の出席委員の過半数の同意を得るものとする。
3. 常任学連委員の任務規程は別にこれを定める。
4. 常任学連委員は必要に応じて執行役員会および理事会に出席し、意見を述べるができる。

(学連委員)

第 24 条 学連委員は本連盟に加盟する各大学の拳法部を代表する部員 1 名とする。

2. 学連委員は学連委員会を構成する。
3. 学連委員会の任務規程は別にこれを定める。

第 6 章 会議

(会議)

第 25 条 本連盟に次の会議を設置する。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 執行役員会
- ④ 常任学連委員会
- ⑤ 学連委員会

(総会・理事会)

第 26 条 総会および理事会は本連盟の最高決定機関であり、会長がこれを招集し、議長を務める。

2. 総会は年 1 回とし、必要に応じて理事会を開催する。ただし、会長は理事の 3 分の 1 以上の要請がある場合は臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は会長・副会長・理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
4. 理事会の決議は出席理事の過半数の同意で決する。ただし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。
5. 規約類の変更は出席理事の 3 分の 2 以上の同意で決する。

(理事会付議事項)

第 27 条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- ① 役員の選任に関する事項
- ② 事業報告および収支決算に関する事項
- ③ 事業計画および予算に関する事項
- ④ 基本財産に関する事項
- ⑤ 除名など会員の異動に関する事項
- ⑥ 規約類の変更に関する事項
- ⑦ その他本連盟の事業に関する重要な事項

(執行役員会)

第 28 条 執行役員会は理事会の決議に基づき本連盟の運営について審議する。執行役員会は理事長がこれを招集し議長となる。

2. 執行役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・執行役員の過半数の出席を必要とする。
3. 執行役員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(執行役員会付議事項)

第 29 条 執行役員会で審議する事項は次のとおりとする。

- ① 理事会で決議された事項の計画および実施に関する事項。
- ② 理事会に付議すべき事項で時間的余裕のない緊急事項。ただし、この場合は事後速やかに理事会の承認を必要とする。
- ③ その他本連盟の運営に関する一般的事項で特に理事会の審議を必要とする事項。

(監督の招集)

第 30 条 会長もしくは理事長は必要な場合には、本連盟の会議体とは別に、各大学の監督を招集して会議を開催することができる。

(常任学連委員会)

第 31 条 常任学連委員会は本連盟の執行機関であり、日常業務の細部事項または理事会および執行役員会で決定された事項の具体的な内容について、執行役員会等の指導を得て執行する。

(学連委員会)

第 32 条 学連委員会は本連盟の執行機関であり、学連委員長がこれを招集する。

2. 学連委員会は学連委員長が必要と認めた場合、あるいは会長または理事長の要請により開催する。
3. 学連委員会の議決は学連委員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席学連委員の過半数の同意を必要とする。
4. 学連委員会は本連盟の発展に資する事項について理事会に議案を提出できるものとする。

第 7 章 加盟および脱退

(加盟申請)

第 33 条 本連盟への加盟は、第 5 条の規定に準拠する大学拳法部が加盟を希望する場合、別途定める申請書類を添えて、本連盟会長に加盟申請し、理事会の承認を得て成立する。

(年次的義務)

第 34 条 加盟各大学は、毎年度始めに当該年度の部長・監督・コーチ・選手等の名簿を本連盟に提出し、所定の年会費を納入しなければならない。

2. ただし、個別大学の地理的な条件や特殊事情等に鑑み、理事会の承認を得て所定の年会費を免除することができる。

(脱退)

第 35 条 本連盟より脱退を希望する加盟大学は、当該大学の代表者の証明のある、脱退理由書を本連盟会長に提出するものとする。

(招待校制度)

第 36 条 本連盟は、未加盟校より本連盟が行う競技会等への参加要請があった場合には、理事会の承認により、参加を認めることができる。

第 8 章 会計

(経費)

第 37 条 本連盟の経費は加盟大学の年度ごとの年会費、その他の事業により生ずる収入をもってあつてゐる。

(年会費)

第 38 条 本連盟の年会費は、年度毎の金額を理事会で決定し、加盟大学は毎年規定の年会費を納入するものとする。

(会計年度)

第 39 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 9 章 罰則

(加盟資格の停止ならびに剥奪)

第 40 条 加盟大学が次の事項に抵触した場合は理事会の承認を経て加盟資格を停止するか、もしくは剥奪するものとする。

- ① 本連盟の規約および細則に著しく違反した場合
- ② 本連盟の目的に違反する行為を行った場合
- ③ 加盟大学が既定の年会費を複数年度にわたって納入しない場合
- ④ その他本連盟理事会で必要と認めた場合

第 10 章 規約類の改正

(規約類の改正)

第 41 条 本連盟の規約ならびに細則の改正は第 26 条に則つて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は執行役員会で審議の上決定し、事後速やかに理事会で承認を受けるものとする。

附則

この規約は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は 2022 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は 2023 年 4 月 1 日から施行する。